

毎週火・金曜日発行

山口県報

平成17年
6月21日
(火曜日)

目次

告示
 新たに生じた土地の確認の届出(岩国市)(市町村課)……………一
 解除予定保安林(萩市)(森林整備課)……………二
 公告
 平成十七年クリーニング師試験の実施(生活衛生課)……………二
 県営日積地区ほ場整備事業(第三換地区)の換地処分(農村整備課)……………三
 開発行為に関する工事の完了(建築指導課)……………三



山口県告示第三百六十七号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第九条の五第一項の規定により、岩国市長から岩国市の区域内に新たに次の土地が生じたことを平成十七年五月二十日確認した旨の届出があった。

平成十七年六月二十一日

山口県知事 二井 関 成

岩国市三角町二丁目二六九六に沿接する水路に沿接する道路に沿接する水路から同町二六五六の一に沿接する水路までに沿接する堤地先公有水面で、次の1の地点から10の地点までを順次結んだ線及び1の地点と10の地点を結ぶ平成六年秋分の満潮位(D.L.+三・八九メートル)における公有水面と陸地との境界線に囲まれた区域の公有水面埋立地一〇二、〇四二・九七平方メートル

1の地点 岩国市大字柱野の海士路三等三角点(北緯三四度〇七分四五・四〇一秒東経一三二度一〇分一一・八六三秒)から八〇度四一分一三秒六、四一一・七二五メートルの地点

- 2の地点 1の地点から一〇七度四三分四四秒四三八・六七〇メートルの地点
- 3の地点 2の地点から一〇三度〇一分一五秒九・一九六メートルの地点
- 4の地点 3の地点から九三度三三分四九秒九・一九七メートルの地点
- 5の地点 4の地点から八八度五三分一一秒二九〇・七四〇メートルの地点
- 6の地点 5の地点から一八九度一四分一一秒三三五・八三七メートルの地点
- 7の地点 6の地点から二七九度一六分〇三秒三〇〇・〇〇〇メートルの地点
- 8の地点 7の地点から九度〇六分五三秒二四四・九二八メートルの地点
- 9の地点 8の地点から二八三度〇一分一秒七・九七九メートルの地点
- 10の地点 9の地点から二八七度四三分四四秒四三八・六七九メートルの地点

岩国市三角町二丁目二六六九の一に沿接する水路に沿接する堤地から同町二六五七の二に沿接する水路に沿接する道路までに沿接する水路に沿接する堤地先公有水面で、次の1の地点から30の地点までを順次結んだ線及び1の地点と30の地点を結ぶ平成六年秋分の満潮位(D.L.+三・八九メートル)における公有水面と陸地との境界線に囲まれた区域の公有水面埋立地二八六・九六〇・五一平方メートル

1の地点 岩国市大字柱野の海士路三等三角点(北緯三四度〇七分四五・四〇一秒東経一三二度一〇分一一・八六三秒)から八三度五八分四四秒六、二三八・三九一メートルの地点

- 2の地点 1の地点から一〇一度二六分二八秒四九八・八六一メートルの地点
- 3の地点 2の地点から一八九度〇六分五三秒三三五・六九三メートルの地点
- 4の地点 3の地点から九九度〇五分五八秒三〇〇・〇〇〇メートルの地点
- 5の地点 4の地点から九度〇八分〇六秒三〇五・〇〇〇メートルの地点
- 6の地点 5の地点から九九度〇五分二四秒一二〇・〇〇〇メートルの地点
- 7の地点 6の地点から九度〇六分五三秒三二五・〇〇〇メートルの地点
- 8の地点 7の地点から九九度二五分〇六秒五〇・〇〇〇メートルの地点
- 9の地点 8の地点から九八度四一分四八秒九・九九三メートルの地点
- 10の地点 9の地点から一八九度〇六分四五秒三〇九・七八四メートルの地点
- 11の地点 10の地点から八九度〇八分一八秒三三三・〇四七メートルの地点
- 12の地点 11の地点から八度五九分四一秒二〇・一七五メートルの地点
- 13の地点 12の地点から九八度五九分二九秒三五・八一八メートルの地点

- 14の地点 13の地点から一八九度〇三分五一秒六・〇二メートルの地点
- 15の地点 14の地点から二七九度〇〇分四秒三一・八一七メートルの地点
- 16の地点 15の地点から一八九度一分三秒二二・一八五メートルの地点
- 17の地点 16の地点から二七九度〇八分〇二秒二七二・〇四八メートルの地点
- 18の地点 17の地点から一八九度〇八分〇三秒三二二・一〇九メートルの地点
- 19の地点 18の地点から九九度〇八分〇二秒三〇三・九五五メートルの地点
- 20の地点 19の地点から一八九度〇二分二一秒三〇・〇八九メートルの地点
- 21の地点 20の地点から二七九度〇六分五秒七〇九・六九〇メートルの地点
- 22の地点 21の地点から二七九度一六分三三秒五〇・〇三三メートルの地点
- 23の地点 22の地点から二七九度〇八分一五秒一〇・一三二メートルの地点
- 24の地点 23の地点から二七九度〇四分一七秒一九・九四五メートルの地点
- 25の地点 24の地点から二七九度〇六分四八秒五二五・六九五メートルの地点
- 26の地点 25の地点から一七度二七分五一秒一一・七五一メートルの地点
- 27の地点 26の地点から一七度〇八分一六秒六四・二〇三メートルの地点
- 28の地点 27の地点から一七度五五分〇二秒五九・四四六メートルの地点
- 29の地点 28の地点から一七度五一分三秒七〇・九六四メートルの地点
- 30の地点 29の地点から一七度五八分〇二秒六七・二九八メートルの地点

山口県告示第三百六十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第二項の規定により、保安林の指定を次のとおり解除する予定である。

平成十七年六月二十一日

山口県知事 二井 関 成

- 一 解除予定保安林の所在場所
萩市大字椿東字奈古屋一八九の三一・一一八九の一一七（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）
 - 二 保安林として指定された目的
名所又は旧跡の風致の保存
 - 三 解除の理由
急傾斜地崩壊防止施設用地とするため
- （「次の図」は、省略し、その図面を山口県農林部森林整備課及び萩市農林部林政課に備え置いて縦覧に供する。）



(三五二) 平成十七年クリーンング師試験の実施

クリーンング業法（昭和二十五年法律第二百七号）第七条第一項の規定により、平成十七年クリーンング師試験を次のとおり実施します。

平成十七年六月二十一日

山口県知事 二井 関 成

- 一 試験の日時及び場所
(一) 日時
平成十七年九月十一日（日曜日）午前十一時から
 - (二) 場所
山口市大字吉敷三三二五番地の一
山口県総合保健会館
 - 二 試験の内容
(一) 学科試験
 - 1 衛生法規に関する知識
 - 2 公衆衛生に関する知識
 - 3 洗濯物の処理に関する知識
 - (二) 技能試験
 - 1 洗濯物の処理に関する知識
 - (1) 薬品の鑑別
 - (2) 繊維の識別
 - (3) 絵表示の判別
 - 2 洗濯物の処理に関する技能
 - 三 受験資格
白無地カッターシャツ（木綿一〇〇パーセントのもの）のアイロン仕上げ
 - 四 受験願書の受付期間
学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第四十七条に規定する者（クリーンング業法の一部を改正する法律（昭和三十年法律第五十四号）附則第五項の規定により同条に規定する者とみなされる者を含む。）
- 平成十七年七月十九日（火曜日）から八月五日（金曜日）まで（郵送の場合は、八

月五日までの消印のあるものは、有効とする。

五 受験願書等の提出先

- (一) 県内に居住する者
住所地为所管する保健所
- (二) 県外に居住する者
山口市滝町一番一号(郵便番号七五三一八五〇一)

山口県環境生活部生活衛生課

六 提出書類

- (一) 受験願書
- (二) 履歴書
- (三) 受験資格があることを証明する書類
- (四) 写真(手札型とし、出願前六月以内に撮影した無帽、正面向き及び上半身像のものとする。)

七 受験手数料

七千円に相当する山口県収入証紙を受験願書の所定の欄にはること。この収入証紙には、消印をしないこと。

八 合格者の発表

(一) 合格者の発表は、平成十七年九月二十六日(月曜日)とし、合格者の受験番号を山口県庁インフォメーションプラザ内の掲示板に掲示する。

(二) 試験の得点の開示は、山口県環境生活部生活衛生課において行うので、試験の得点の開示を受けようとする受験者は、合格者の発表日以後、受験票を提示してその旨を知事に申し出ること。

九 その他

- (一) 受験案内、受験願書等の請求は、最寄りの保健所又は山口市滝町一番一号 山口県環境生活部生活衛生課にすること。郵便で請求する場合は、封筒の表に「クリーニング師試験」と朱書きし、百二十円分の切手をはったあて先明記の返信用封筒(縦三十センチメートル以上、横二十一センチメートル以上のもの)を同封すること。
- (二) この試験についての問合せは、最寄りの保健所又は山口県環境生活部生活衛生課(電話〇八三一九三三―二九七〇)にすること。郵便で問い合わせる場合は、往復はがきを使用するか、又は八十円分の切手をはったあて先明記の返信用封筒を同封の上すること。

(三五三) 県営日積地区ほ場整備事業(第三換地区)の換地処分

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の二第九項の規定により、県営日積地区ほ場整備事業の施行に係る第三換地区の換地処分を次のとおり行いました。

平成十七年六月二十一日

山口県知事 二井 関 成

一 換地処分の年月日

平成十七年六月三日

二 換地処分の内容

県営日積地区ほ場整備事業(第三換地区)換地計画書に記載された換地計画のとおり

(三五四) 開発行為に関する工事の完了

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

平成十七年六月二十一日

山口県知事 二井 関 成

一 開発区域に含まれる地域の名称

下松市大字西豊井字高なへ、字葉及び字吉敷

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名

防府市大字江泊一九三六番地

株式会社丸久

一 開発区域に含まれる地域の名称

山陽小野田市大字西高泊字ワカリ

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名

山陽小野田市大字東高泊一三六九番地

高橋 園保

一 開発区域に含まれる地域の名称

二 吉敷郡小郡町大字上郷字丸山(第一工区)
開発許可を受けた者の住所及び氏名
岡山市内山下一丁目一番一三号
株式会社大本組

平成十七年六月二十一日印刷
発行

発行人所

山口県知事

定価一箇月 金二千七百円(送料共)
